

同好会の新設・昇格・廃止規定

I 設置条件

1. 構成員が10名以上いること。
2. 活動に必要な場所(施設等)が確保できること。
3. 顧問教師がいること。
4. 上記の条件が満たされた場合は設置申請書を生徒会長へ提出し、同好会設置委員会(本部役員7名、部長会代表2名、計9名で構成)で審査し、生徒議会職員会議の同意を得て成立する。

II 同好会は、「部」および「部長会」第7条の要件を満たし、複数年継続して顕著な活動が認められた場合、部長会で審査し、生徒議会、および職員会議の同意を得て部に昇格することができる。

III 同好会は、設置の要件を欠いた場合、または年間を通して活動が常でなく、公式の試合もしくは行事等への不参加が続いた場合、部長会で審査し、生徒議会、および職員会議の同意を得て廃止にすることができる。

IV 同好会

1. 予算は原則として配当しない。
2. 結成は、随時とし設置条件が満たれば認められる。